

平成30年2月市議会 総務委員会資料

所 管 事 項 調 査

【目 次】

ページ

- 1 平成30年度地方税制改正に伴う条例改正について …… 1～6

理 財 部

平成30年2月



平成 30 年度地方税制改正に伴う条例改正について

1 改正が必要な条例

- (1) 長崎市税条例（施行予定日：平成 30 年 4 月 1 日）
- (2) 長崎市都市計画税条例（施行予定日：平成 30 年 4 月 1 日）

【関係法令】 地方税法

（平成 30 年 3 月下旬に改正予定 施行予定日：平成 30 年 4 月 1 日）

2 改正内容

- (1) 据置年度における土地の評価額の下落修正の特例措置の継続
地方税法の一部改正に伴い、据置年度における評価額の下落修正ができる特例措置が平成 32 年度まで延長されることとなったため、同様の措置を講ずるもの。
- (2) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続
地方税法の一部改正に伴い、現行の負担調整措置が平成 32 年度まで延長されることとなったため、同様の措置を講ずるもの。

【負担調整措置の内容】

① 住宅用地の負担調整措置

当年度評価額から計算した課税標準額・・・A

前年度課税標準額・・・B

$A \leq B + (Aの5\%)$	⇒ 課税標準額は、A	・・・(ア)
$A > B + (Aの5\%)$	⇒ 課税標準額は、 $B + (Aの5\%)$	・・・(イ)

(計算例)

当年度評価額 から計算した 課税標準額A	前年度 課税標準額B	$B + (Aの5\%)$	当年度 課税 標準額
200 万円 (Aの5%は 10万円)	(ア) 250 万円の場合	260 万円 (250 万円+200 万円×5%) ↓ $A \leq B + (Aの5\%)$	200 万円 (Aが課税標 準額)
	(イ) 150 万円の場合	160 万円 (150 万円+200 万円×5%) ↓ $A > B + (Aの5\%)$	160 万円 (B+(Aの5%) が課税標準 額)

- ② 商業地等の負担調整措置
 当年度の評価額・・・A
 前年度の課税標準額・・・B

Aの70% < B	⇒課税標準額は、Aの70% …(ア)
Aの60% ≤ B ≤ Aの70%	⇒課税標準額は、B …(イ)
Aの60% > B	⇒課税標準額は、B + (Aの5%) …(ウ)

(計算例)

当年度 評価額 A	前年度 課税標準額 B	比較	当年度 課税標準額
1,000万円 (Aの60%は 600万円 Aの70%は 700万円)	(ア) 750万円の場合	BはAの 70% より大きい	700万円 (1,000万円×70%)
	(イ) 650万円の場合	BはAの 60%以上 70%以下	650万円 (前年度課税標準額と同額)
	(ウ) 550万円の場合	BはAの 60%未満	600万円 (550万円+1,000万円×5%)

- ③ 農地の負担調整措置・・・課税標準額は前年度課税標準額に負担水準に応じた負担調整率をかけたもの

負担水準	負担調整率	
0.9以上	1.025	(ア)
0.8以上0.9未満	1.05	(イ)
0.7以上0.8未満	1.075	(ウ)
0.7未満	1.10	(エ)

※負担水準＝前年度課税標準額÷当年度評価額

(計算例)

当年度 評価額 A	前年度 課税標準額 B	負担 水準 B/A	負担 調整率 C	当年度 課税標準額 B×C
100万円	(ア) 90万円の場合	0.9	1.025	92万2,500円
	(イ) 80万円の場合	0.8	1.05	84万円
	(ウ) 70万円の場合	0.7	1.075	75万2,500円
	(エ) 60万円の場合	0.6	1.10	66万円

(3) その他所要の整備

〈参 考〉

今後議案提出予定分（主なもの）

1 固定資産税・都市計画税関係

（平成 31 年度課税より）

（1）バリアフリー改修を行った既存家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置の創設

（市税条例附則第 8 条の 3、都市計画税条例附則関係）

主に実演芸術の公演等を行う一定の家屋について、基準に適合させるよう改修工事を行った場合、改修工事の翌年度から 2 年度分の家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、3 分の 1 に相当する金額（当該 3 分の 1 に相当する金額が当該改修工事に係る工事費の 60 分の 1 に相当する金額を超える場合は当該 60 分の 1 に相当する金額）を減額する。

（2）中小企業の投資を後押しする固定資産税の課税標準の特例措置の創設

（市税条例附則第 8 条の 2 関係）

- ・市町村計画に基づき中小企業等が実施する設備投資
- ・真に生産性革命を実現するための設備投資
- ・企業の収益向上に直接つながる設備投資

生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した一定の機械・装置等について、固定資産税の課税標準をゼロ以上 2 分の 1 以下の範囲内において市の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

（3）管理協定が締結された津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長

（市税条例附則第 8 条の 2 第 5 項及び第 6 項関係）

長崎県津波災害警戒区域において管理協定の対象となった協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分、及び協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を 3 年延長。（現行特例割合：3 分の 1）

（4）立地適正化計画に基づき整備した公共施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の延長

（市税条例附則第 8 条の 2 第 13 項、都市計画税条例附則第 2 項関係）

長崎市が策定する立地適正化計画に基づき、民間事業者が整備した誘導施設に併せて整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を 2 年延長。（現行特例割合：10 分の 7）

- (5) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長
 (市税条例附則第8条の2第1項、第2項、第4項関係)
 ①汚水又は廃液処理施設、②ドライクリーニング機、③下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長。
 (現行特例割合：①6分の1、②3分の1、③6分の5)
- (6) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長
 (市税条例附則第8条の2第7項～第11項関係)
 ①太陽光発電設備・風力発電設備、②水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備に係る償却資産について、固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長。
 (現行特例割合：①2分の1、②3分の1)
- (7) 企業の地方拠点強化に係る固定資産税の不均一課税に係る減収補填措置の延長・拡充

企業の本社機能移転の加速化を図るため、本社機能の移転に関する計画について、県から認定を受けた事業者に対して不均一課税を行った場合の減収補填措置が、地域再生法の改正により、課税免除を行った場合も補填措置の対象に追加され、適用期限を2年延長。

2 個人住民税関係 (平成33年度課税より)

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

- (1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
 (市税条例第14条、附則第5条関係)

給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ。

給与所得控除・公的年金等控除	▲10万円
基礎控除	+10万円(控除額：33万円→43万円)

- (2) 基礎控除の見直し (市税条例第23条の3、第23条の7関係)

合計所得金額2,400万円(給与収入2,595万円)超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が^{ていげん}遞減・消失する仕組みを設ける。

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下 (給与収入 2,595 万円以下)	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下 (給与収入 2,595 万円超 2,645 万円以下)	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下 (給与収入 2,645 万円超 2,695 万円以下)	15 万円
2,500 万円超 (給与収入 2,695 万円超)	適用なし

3 市たばこ税関係 (平成 30 年度課税より)

(1) たばこ税率の引上げ (市税条例第 65 条関係)

国と地方のたばこ税の配分比率 1:1 を維持した上で、地方のたばこ税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引上げ (国と地方あわせて 1 本当たり 1 円ずつ計 3 円)。

(税率:1,000 本当たり)

	現行	改正案		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
地方のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
道府県たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円
市町村たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
(参考)国のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し (市税条例第 64 条関係)

国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを実施。

「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的に移行。

市税条例の改正を必要としない税制改正

1 固定資産税・都市計画税関係（平成 31 年度課税より）

- (1) 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を 2 年延長する。
- (2) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を 2 年延長する。
- (3) 耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次の見直しを行う。
 - ① 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を 2 年延長する。
 - ② バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を 280 ㎡以下（現行：上限なし）とした上、その適用期限を 2 年延長する。
 - ③ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を 280 ㎡以下（現行：上限なし）とした上、その適用期限を 2 年延長する。
- (4) 農地中間管理事業のための 10 年以上の借地権等を設定した農地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

2 個人住民税関係（平成 33 年度課税より）

(1) 給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除が上限となる給与収入を 1,000 万円から 850 万円に引下げるとともに、控除の上限額も引き下げる。

控除の上限額	220 万円 → 195 万円
--------	-----------------

※基礎控除への振替に伴う 10 万円引下げ分を含む

- ・子育てや介護を行っている者(※)には負担増が生じないように措置。
(※)・・・ 22 歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者

(2) 公的年金等控除の見直し

- ・公的年金等収入が 1,000 万円超の場合、控除額に上限を設定。

控除の上限額	195.5 万円
--------	----------

※基礎控除への振替に伴う 10 万円引下げ分を含む

- ・公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円超の場合、控除額を引下げ。

公的年金等収入以外の所得金額	控除額
1,000 万円超	▲10 万円
2,000 万円超	▲20 万円